

平成30年3月19日
5 - A 会議室

秋田市教育委員会
平成30年3月定例会
(案件)

付議案件

議案第10号	秋田市指定文化財の指定に関する件	…	1
議案第11号	秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件	…	2

議案第10号

秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定により、秋田市指定文化財に次のとおり指定する。

平成30年3月19日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

秋田市指定文化財に指定する物件

種別	名称	員数 所在地	所有者等又は保持者等	
			住所	氏名又は団体名
有形文化財 (歴史資料)	土崎神明社棟札	31点	秋田市土崎港中央三丁目9番37号	宗教法人 神明社 代表役員 伊藤茂樹

提案理由

秋田市文化財保護審議会から答申のあった上記の物件を、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

議案第11号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成30年3月19日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「機関として」の次に「学校適正配置推進室および」を加える。

第8条第1項学事課の項第1号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第14号中「課」の次に「（学校適正配置推進室を含む。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 学校適正配置推進室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 学校の配置および規模の適正化に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

学校適正配置推進室を設置し、その分掌事務等を定めるため、改正しようとするものである。

秋田市教育委員会
平成30年3月定例会
(資料)

【資料目次】

付議案件

議案第10号 秋田市指定文化財の指定に関する件

- ・ 秋田市指定文化財の指定について … 1
- ・ 「土崎神明社棟札」について … 2

議案第11号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 6
- ・ 新旧対照表 … 7

秋田市指定文化財の指定について

次の物件について、指定候補として秋田市文化財保護審議会に諮問したところ、文化財として指定すべきであるとの答申があったため、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

1 指定しようとする物件

(1) 土崎神明社棟札

2 文化財保護審議会における審議の概要

平成29年7月から12月まで3回にわたって開催した秋田市文化財保護審議会において、指定候補物件の調査および審議を行った。その審議結果に基づき、平成30年2月13日開催の審議会に、平成29年度の文化財指定について諮問したところ、指定候補物件は、市内に所在する貴重な価値をもつ文化財であることから、秋田市指定文化財に指定すべきであるとの答申がなされたものである。内容は以下のとおりである。

(1) 土崎神明社棟札

土崎神明社において、慶安3年（1650）から昭和62年（1987）までの建て替えや遷宮・寄進の際に納められた31枚の棟札である。

伊勢神宮に倣った周期での遷宮が行われていたことを示すほか、願主や町人など港町に関する多くの記載がある。北前船の隆盛期であり曳山が華やかになる江戸後期において遷宮にかかわる町人の増加等があり、地域の経済的発展が読み取れるなど、江戸時代から近現代までの土崎神明社と港町の歴史を理解する上で貴重な歴史資料である。

「土崎神明社棟札」について

- 1 名 称 土崎神明社棟札
- 2 員 数 31点
- 3 種 別 有形文化財（歴史資料）
- 4 所 在 地 秋田市土崎港中央三丁目9番37号
- 5 所 有 者 宗教法人 神明社
代表役員 伊藤茂樹
- 6 年 代 慶安3年（1650）から昭和62年（1987）
- 7 説 明

土崎神明社棟札は、元和6年（1620）に土崎湊町の総鎮守として勧請された土崎神明社^(註1)の本殿に納められていたもので、慶安3年（1650）から昭和62年（1987）までの31点が現存している。

棟札の形状は頭部が尖頭型のものがほとんどで、平頭型は1点のみである。大きさにはばらつきがあり、全長70.9cm～154.6cm、幅16.7cm～36.3cm、厚さ1.0cm～4.2cmのものがある。銘文は棟札の表あるいは表裏両面に記されている。基本的な記載形式は、表面の中央に建築の趣旨や願文を大書し、その両脇の上部に年号や諸神諸仏名、下部に導師、別当、願主等を記し、裏面に大工、職人名を記すというものである。

銘文内容の内訳は、本殿を建て替え、神体を遷す遷宮に関するものが15点、鳥居の建立に関するものが6点、屋根の葺き替え等、社殿の修理に関するものが6点、寄進に関するものが4点である。

遷宮に関する棟札は最も多く、紀年銘から土崎神明社では約20年ごとに遷宮が行われていたことがわかる^(註2)。加えて、銘文中に「伊勢」と記されている棟札もあり、土崎神明社が地域の伊勢信仰の中核であったことを表している。

また、土崎神明社は土崎湊の町の総鎮守でもあり、土崎湊は北前船^(註3)の寄港地であった。棟札銘文にみられる「庄屋」という役職名は、東北・北陸で一般的な「肝煎」に対応する職で、主に関西方面で使われていたことから、北前船の影響で伝わったものと考えられる。「入船増長」、「堅固入船」、「賈舶輻湊」といった湊の繁栄を祈願した願文や、「五大龍王」、「八大龍王」の神名が記された棟札もみられる。龍王は水の神であり、火伏せの意味を込めて記されたと考えられるが、漁民の信仰対象でもあった。これらの記載は、港町の総鎮守としての土崎神明社の性格を反映したものである。

江戸時代後期になると、庄屋や丁代といった役人や願主、職人の記載が増加し、棟札自体が大型化する。このことから遷宮に関わる人数が増え、地域の組織が複雑化したことがうかがえる。この時期は土崎神明社の祭礼が盛んになる時期であるだけでなく、北前船の隆盛期でもあり、商人を中心とした地域の経済的な発展

とともに土崎神明社の重要性が高まっていったことを示している。

本資料は目立った破損箇所もなく、保存状態は良好である。さらに、江戸時代から近現代まで長期間にわたり製作され、秋田市内で調査、報告されている棟札のなかでは最も古く、現存枚数も最多である。銘文にみえる遷宮や寄進等の建築記録から、土崎神明社が伊勢神宮に倣って遷宮を行っていたことがうかがえる。また、海運に関わる特徴的な銘文は、土崎神明社が港町の総鎮守として重要な役割を担っていたことを示している。そして、寺社建築に関わった人物の役職、氏名から当時の土崎地域における社会の構造と発展を把握することができる。このように本資料は藩政期から近現代までの土崎神明社と港町の歴史を理解する上で、古文書や古記録を補完する資料として極めて貴重である。

(註1) 土崎神明社は、元和6年(1620)、土崎湊町の肝煎であった川口氏の氏神の神明社を秋田(安東)氏の居城であった湊城の跡地に移し、土崎湊町の総鎮守としたことを起源としている。祭神は天照大神であり、川口家文書をはじめとする文献には地域住民に篤く信仰されていた様子が記されている。

また、天保4年(1833)の飢饉により、土崎湊町で騒動が起きた際、秋田藩の役人の説得を受けた住民たちが土崎神明社に集合している。このことから土崎神明社が地域連帯の象徴的な存在であったことがうかがえる。

一方で、藩・公権力との関わりも強く、藩から財政支援を受けた記録が残っているほか、9代藩主佐竹義和公は御直筆の「神明」の懸額を奉納している。

さらに、伊勢信仰の中核としても信仰を集めており、川口家文書では、湊町の小路に御伊勢小路、御伊勢下小路の名がみられる。18世紀末から19世紀初頭の作とされる秋田風俗絵巻でも、土崎神明社の祭礼とみられる描写に伊勢のぼりが建てられているのが確認できる。

土崎神明社の祭礼は「土崎神明社祭の曳山行事」として平成9年(1997)に国重要無形民俗文化財に指定され、平成28年(2016)には、「山・鉦・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されている。

(註2) 土崎神明社によれば、遷宮は21年ごとに行われており、これは伊勢神宮の遷宮の周期に1年を加えて実施していたためと伝えられている。

(註3) 江戸時代、北海道・東北・北陸と西日本を結んだ西廻り航路は経済の大動脈であり、この航路を利用した商船は北前船と呼ばれた。北前船は、米をはじめとした物資の輸送から発展し、船主自身が寄港地で仕入れた多種多様な商品を別の寄港地で販売する買い積み方式により利益をあげていた。土崎湊はそうした北前船の寄港地のひとつとして栄えた。

参考文献

秋田市土崎出張所『土崎港町史』1941.12

秋田市教育委員会『土崎港祭りの曳き山行事』1993.3

秋田市『秋田市史』第十巻 近世史料編下 1999.6

「土崎神明社棟札」 年代・種別一覧

番号	棟札対象建物	和暦	西暦	種別			
				遷宮	寄進	鳥居	修理
1	奉造立伊勢天照太神宮壹宇	慶安3年	1650	1			
2	奉造立伊勢天照大神宮壹宇	寛文10年	1670	2			
3	奉葺替伊勢天照大神宮壹宇	元禄4年	1691	3			
4	奉修造伊勢大神宮御堂一宇	正徳2年	1712	4			
5	奉葺替伊勢太神宮一宇	享保5年	1720	5			
6	奉造替内外太神宮社一宇	元文5年	1740	6			
7	奉葺替内外太神宮社一宇	宝暦10年	1760	7			
8	奉改造伊勢太神宮内殿一宇	明和6年	1769	8			
9	奉葺替内外太神宮社一宇	安永9年	1780	9			
10	奉寄進天照豊受両大神宮御宝前幕巻張	天明3年	1783		1		
11	奉建立天照豊受両皇太神宮鳥居一宇	天明3年	1783			1	
12	奉寄進天照豊受両皇大神宮御宝前敷石	寛政5年	1793		2		
13	奉修神明宮御懸額開眼法供	寛政8年	1796		3		
14	奉造立天照皇太神宮宝社一宇	寛政12年	1800	10			
15	奉建立神明宮石華表	文化14年	1817			2	
16	奉再建神明宮華表一基	文政元年	1818			3	
17	奉建立天照皇大神宮宝社一宇	文政3年	1820	11			
18	奉寄附神明宮御神鏡一面	天保8年	1837		4		
19	奉造立天照皇太神宮宝社一宇	天保12年	1841	12			
20	奉再建神明宮鳥居一基	安政4年	1857			4	
21	玉鏡○奉修理皇太神宮宝殿	文久2年	1862	13			
22	奉葺替郷社神明社拝殿一棟	明治10年	1877				1
23	○奉修覆県社神明社一宇鳥居一基	明治16年	1883	14			
24	奉葺替神明社本殿屋根一棟	明治30年	1897				2
25	奉修覆県社神明社殿一宇	明治36年	1903	15			
26	奉再建大鳥居一基	明治38年	1905			5	
27	奉建立県社神明社大鳥居一基	大正12年	1923			6	
28	奉修繕県社神明社 社 殿 一 宇	大正12年	1923				3
29	土崎神明社 拝殿 幣殿屋根 玉橋 修理	昭和37年	1962				4
30	土崎神明社 拝殿 幣殿 修理	昭和38年	1963				5
31	神明社本殿 幣殿 拝殿 修理	昭和62年	1987				6

※番号は種別ごとの順番を示す

土崎神明社棟札



棟札表面
慶安 3 年 (1650)



棟札表面
文久 2 年 (1862)



棟札裏面

※縮尺任意

秋田市教育委員会行政組織規則の一部改正

第1 改正理由

学校適正配置推進室を設置し、その分掌事務等を定めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第5条関係（事務局の組織）

事務局に所属する機関として学校適正配置推進室を設置するもの

2 第8条関係（事務局の分掌事務等）

(1) 学事課において、学校適正配置推進室の予算経理に関する事務を行うこととするもの

(2) 学校適正配置推進室の分掌事務を定めるもの

(3) その他規定を整備するもの

3 附則関係

施行は、平成30年4月1日からとするもの

秋田市教育委員会行政組織規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事務局の組織)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務局に所属する機関として<u>学校適正配置推進室</u>および生涯学習室を設置する。</p> <p>第6条および第7条 (略)</p> <p>(事務局の分掌事務等)</p> <p>第8条 事務局の課および室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>学事課</p> <p>(1) 学校の設置、廃止、統合および管理に関すること <u>(他の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) 課 <u>(学校適正配置推進室を含む。)</u> の予算経理に関すること。</p> <p>学校教育課 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>学校適正配置推進室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校の配置および規模の適正化に関すること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事務局の組織)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務局に所属する機関として生涯学習室を設置する。</p> <p>第6条および第7条 (略)</p> <p>(事務局の分掌事務等)</p> <p>第8条 事務局の課および室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>学事課</p> <p>(1) 学校の設置、廃止、統合および管理に関すること。</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(14) 課の予算経理に関すること。</p> <p>学校教育課 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>